

<変更後>

(1) 利用者支援事業 (計画書P 3 2)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者、妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【母子保健型】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (か所)			1	1	1
確保の方策 (か所)			1	1	1

【特定型】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (か所)			1	1	1
確保の方策 (か所)			1	1	1

(2) 養育支援訪問事業 (計画書P 3 4)

⑤養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施する事業です。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み			200	200	200
確保の方策					
(実施体制(箇所))			5	5	5
(実施機関)	音更町	音更町	音更町	音更町	音更町

(3) 病児保育事業 (計画書P 3 6)

⑩病児保育事業

急な発熱など病気で集団保育が困難な児童を一時的に保育及び看護することで、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【病児保育事業】

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日/年)		8 0 0	8 0 0	8 0 0	8 0 0
確保の方策 (人日/年)		2, 0 1 6	2, 0 1 6	2, 0 1 6	2, 0 1 6
施設数 (か所)		1	1	1	1

【病後児保育事業】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日/年)	3 4 8	3 6 6	3 6 6	3 6 6	3 6 6
確保の方策 (人日/年)	1, 0 0 8	1, 0 0 8	1, 0 0 8	1, 0 0 8	1, 0 0 8
施設数 (か所)	1	1	1	1	1

(4) 放課後児童健全育成事業 (学童保育) (計画書P 3 6)

⑪放課後児童健全育成事業 (放課後子ども総合プラン)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う事ができるよう、一体型を中心とした学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める事業です。

【学童保育】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み (人)	7 0 0	6 9 9	6 8 1	6 2 9	5 9 0
【高学年】 量の見込み (人)	3 1 9	3 0 7	2 9 5	2 9 9	2 9 8
確保の方策					
登録児童数 (人)	7 2 7	7 2 7	7 2 7	7 2 7	7 2 7
施設数 (か 所)	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3

【放課後子ども教室】

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み (人)	9 8	2 0 9	2 3 7	2 5 3
【高学年】 量の見込み (人)	5 9	1 2 2	1 5 8	1 7 2
確保の方策				
登録児童数 (人)	2 4 0	4 2 0	4 8 4	5 1 4
施設数 (か 所)	4	7	1 0	1 3
一体的に実施 するか所数 (※)	2	5	5	5

※数値は、学校数とする。

☆目標事業量の確保の方策

- ・放課後子ども教室については、平成 3 1 年度までに各小学校区の地域住民等の参画による運営体制の構築により、全小学校での実施を目指す。
- ・放課後子ども教室においては、地域住民等の参画による多様な体験及び活動事業の実施を目指すとともに、学童保育所を開設している小学校区では、学童保育所の児童もその事業に参加することができるような一体的又は連携による運営を目指す。
- ・放課後子ども教室の実施に当たっては、特別教室、体育館、グラウンド、図書館等の一時利用を学校関係者との連携を図って推進していく。
- ・放課後子ども総合プランの推進については、教育委員会及び保健福祉部はもとより、小学校、学童保育所、放課後子ども教室の関係者が連携し、適宜協議を行いながら推進する。

(5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (計画書 P 3 6)

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人/年)		3	3	3	3
確保の方策 (人/年)		3	3	3	3